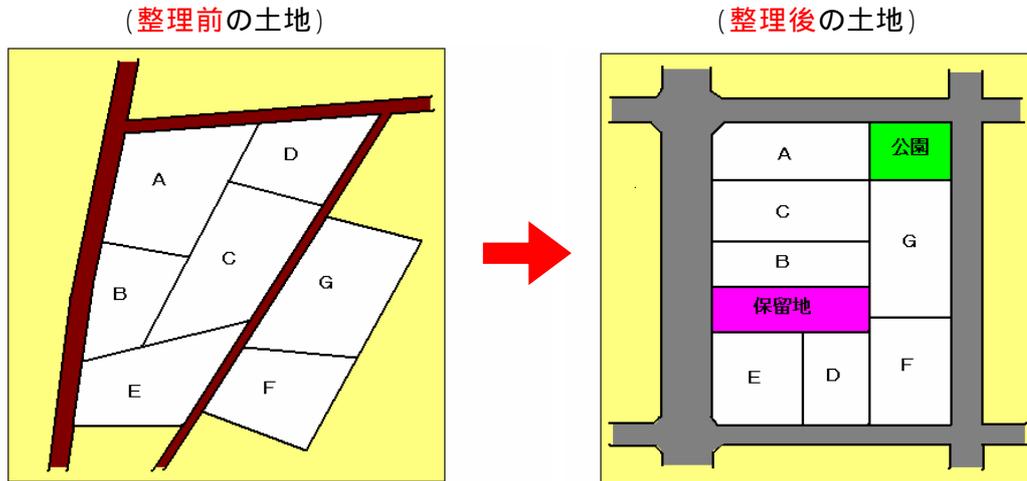


土地区画整理事業とは？

1. どんな事業

土地区画整理事業とは、みなさんに土地の一部を出し合ってもらって、公共用地を増やし、道路や公園等を整備するとともに、土地を再配置したり、形を整えたりして、土地を利用しやすくする事業です。



【事業のメリット】

道路、公園、下水等の一体的整備により、バランスの良い「まち」ができる。
全ての土地がほぼ整形になり、土地利用に無駄が生じない。
地区のコミュニティが保たれる。

2. 事業のしくみ

(1) 換地

整理後の土地は、整理前の土地の位置、面積、利用状況、環境等に応じて、よく似た条件のところに定められます。

これを、「換地」といいます。

また、整理前の土地に対する所有権、地上権、永小作権、賃借権等は、そのまま換地へ移行します。

(2) 減歩

地区内で新たに必要となる道路、公園などの用地は、地区内の土地所有者の方々から土地の一部を無償で提供してもらうことによって生み出されます。

これを、「減歩」といいます。

